

総務省

総務省

表 6 - 1 総務省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	総務省政策評価基本計画（平成19年11月26日策定）		
基本計画の主な規定内容	計画期間	平成 20 年度から 24 年度までの5年間	
	事前評価の対象等	<p>基準とする評価方式は、事業評価方式とする。</p> <p>事前評価の対象政策は、以下のいずれかに該当するものとする。</p> <p>新規又は相当程度の内容の見直しを伴う予算要求を予定している事業のうち相当程度の社会的影響等があると認められる事業</p> <p>既に予算措置がなされており当該事業を行うことで相当程度の社会的影響等があると認められる公共事業又は研究開発課題規制の新設又は改廃を目的とする政策</p>	
	事後評価の対象等	<p>基準とする評価方式は、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式とする。</p> <p>評価方式別の評価の対象は、次のとおりとする。</p> <p>実績評価：総務省の主要な政策</p> <p>事業評価：次のいずれかに該当する政策で実施計画で定めた政策</p> <p>事前評価を実施した事業であって、事後の検証が必要と認められるもの</p> <p>一定期間継続している研究開発制度（ に該当するものを除く。）</p> <p>一定期間継続している事業（ 及び に該当するものを除く。）であって相当程度の社会的影響等があると認められる事業</p> <p>総合評価： 総務省の主要な政策</p> <p>分野横断的なテーマを設定して若しくは特定の評価目的を設定して又は総務省の主要な政策の評価の結果を受けて、掘り下げた分析が必要と認められる政策</p>	
	政策評価の結果の政策への反映	<p>政策の所管部局等及び当該政策の査定を担当する大臣官房各課は、政策評価の結果を政策の企画立案作業（予算要求、機構・定員要求、法令等による制度の新設・改廃等をいう。）における重要な情報として適時的確に活用し、当該政策に適切に反映する。</p>	
	国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	<p>政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付けるための窓口は、大臣官房政策評価広報課とし、インターネットのホームページ等を活用して積極的な周知を図る。また、寄せられた意見・要望については、関係する部局等において適切に活用する。</p>	
実施計画の名称	平成 20 年度総務省政策評価実施計画（平成 20 年 4 月 22 日策定）		
実施計画の主な規定内容	基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	<p>実績評価：20の主要な政策のうち3政策</p> <p>（その他に成果重視事業8件）</p> <p>事業評価：7政策</p>	
	未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし	
	その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	総合評価：20 の主要な政策のうち9政策	

表6-2 総務省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数				
事前評価		事業評価方式：8件 (新規事業等)〔表6-3-ア〕	必要性・有効性等が認められる	8	評価結果を踏まえ、概算要求等に反映	8		
		事業評価方式：5件 (規制)〔表6-3-イ〕	適切・妥当と考えられる	5	評価結果を踏まえ、法令等に反映	5		
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：3件 (表6-3-ウ)	目標年度を迎えた全ての指標について目標を達成	2	評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】	3		
			うち概算要求に反映		3			
		目標年度を迎えた指標のうち過半数の指標について目標を達成	1	うち機構・定員要求に反映		3		
				機構要求に反映		1		
				定員要求に反映		3		
				政策の重点化等		2		
				政策の一部廃止・休止・中止		1		
		事業評価方式：7件 (表6-3-エ)	一定の有効性・効率性が認められる	7	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	4	うち概算要求に反映	1
							うち機構・定員要求に反映	0
					評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】	1		
			うち概算要求に反映	1				
			うち機構・定員要求に反映	0				
			事業終了後の評価	2				
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし							
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし							
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	総合評価方式：9件 (表6-3-オ)	9	設定した指標等について進展がみられ、一定の効果が認められるが、更なる推進のため不断の取組強化を要する	4	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】			
					うち概算要求に反映	4		
				うち機構・定員要求に反映	3			
				機構要求に反映	1			
				定員要求に反映	3			
				5	評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】			
					うち概算要求に反映	5		
				うち機構・定員要求に反映	4			
				機構要求に反映	1			
				定員要求に反映	4			
2	政策の重点化等							
1	政策の一部廃止・休止・中止							

表 6 - 3 総務省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 平成 21 年度の概算要求時点における新規又はそれと同視できる程度の見直しを伴う拡充事業のうち、新規研究開発のうち、総事業費が 5 億円以上のもの、その他の各予算要求事業のうち、総事業費が 10 億円以上（未定の場合は、5 年以上継続が見込まれ、かつ初年度要求額が 2 億円以上）のもの計 8 事業を対象として事前事業評価を実施し、その結果を平成 20 年 8 月 28 日に「平成 20 年度事前事業評価書」として公表。

表 6 - 3 - ア 事業評価方式により事前評価した政策

評価対象政策	
1	ICT 先進事業国際展開プロジェクトの推進
2	ナノ ICT によるネットワークの高効率化基盤技術の研究開発
3	高齢者・障害者のためのユビキタスネットワークロボット技術の研究開発
4	消費エネルギー抑制ホームネットワーク技術の研究開発
5	ネットワーク技術を活用した実プロジェクト型高度 ICT 人材育成基盤の開発・実証
6	IPv6 運用技術習得のためのテストベッド整備
7	準天頂衛星システムの研究開発
8	移動通信システムにおける周波数の高度利用に向けた要素技術の研究開発

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html) の表 6 - 4 - 参照。
2 1～ 6 は新規要求事業、7～ 8 は継続事業である。

- (2) 規制の新設又は改廃に係る 5 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 20 年 7 月 24 日、8 月 22 日、9 月 22 日、12 月 18 日及び 21 年 1 月 28 日に「規制の事前評価書」として公表。

表 6 - 3 - イ 規制を対象として事前評価した政策

評価対象政策	
1	大規模地震等に対応した自衛消防力確保対策
2	携帯電話の貸与業者に対する本人確認の義務付け
3	携帯電話インターネット接続役務提供事業者及びインターネット接続役務提供事業者に対するフィルタリング提供義務に関する規定
4	無線方式を用いた自動火災報知設備
5	移動受信用地上放送の早期実現のための制度整備

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html) の表 6 - 4 - 参照。

2 事後評価

- (1) 所掌するすべての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。そのうち、実績評価方式を用いて、「平成 20 年度総務省政策評価実施計画」に基づき、以下の 3 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 20 年 7 月 24 日に「平成 20 年度政策評価書（平成 19 年度に実施した総務省の主要な政策に係る評価）」として公表。

表 6 - 3 - ウ 実績評価方式により事後評価した政策

	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	情報通信技術の研究開発・標準化の推進	改善・見直し
2	ICT分野における国際戦略の推進	改善・見直し
3	消防防災体制の充実強化	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html) の表 6 - 4 - 参照。

- (2) 事業評価方式を用いて、「平成 20 年度総務省政策評価実施計画」に基づき、以下の 7 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 20 年 7 月 24 日に「平成 20 年度事後事業評価書」として公表。

表 6 - 3 - エ 事業評価方式により事後評価した政策

	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	地方公共団体に対する調査・照会業務システム整備	
2	字幕番組・解説番組等の制作促進事業	引き続き推進
3	地上デジタル放送の公共分野における利活用に関する調査研究	
4	ユビキタスネットワーク時代に向けたマルチコンテンツ利用技術の開発・実証	改善・見直し
5	移動通信システムにおける高度な電波の共同利用に向けた要素技術の研究開発	引き続き推進
6	衛星通信と他の通信の共用技術の研究開発	引き続き推進
7	高速・高精度測定技術の研究開発	引き続き推進

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html) の表 6 - 4 - 参照。

2 1 及び 3 は、事業終了後の評価を実施したものである。

- (3) 所掌するすべての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。そのうち、総合評価方式を用いて、「平成 20 年度総務省政策評価実施計画」に基づき、以下の 9 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 20 年 7 月 24 日に「平成 20 年度政策評価書（平成 19 年度に実施した総務省の主要な政策に係る評価）」として公表。

表 6 - 3 - オ 総合評価方式により事後評価した政策

	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	国家公務員の人事管理の推進	改善・見直し
2	行政評価等による行政制度・運営の改善	改善・見直し
3	地域振興	引き続き推進
4	地方財源の確保と地方財政の健全化	引き続き推進
5	分権型社会を担う地方税制度の構築	引き続き推進
6	選挙制度等の適切な運用	改善・見直し
7	電子政府・電子自治体の推進	引き続き推進
8	電波利用料財源電波監視等の実施	改善・見直し
9	郵政行政の推進	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html) の表 6 - 4 - 参照。

政策体系(総務省)

この政策体系は、平成20年度における評価に係るもの

行政分野	主要な政策
1 行政改革・行政運営	1 国家公務員の人事管理の推進
	2 適正な行政管理の実施
	3 行政評価等による行政制度・運営の改善
2 地方行財政	4 分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等
	5 地域振興
	6 地方財源の確保と地方財政の健全化
	7 分権型社会を担う地方税制度の構築
3 選挙制度等	8 選挙制度等の適切な運用
4 電子政府・電子自治体	9 電子政府・電子自治体の推進
5 情報通信(ICT政策)	10 情報通信技術の研究開発・標準化の推進
	11 情報通信技術高度利活用の推進
	12 ユビキタスネットワークの整備
	13 情報通信技術利用環境の整備
	14 電波利用料財源電波監視等の実施
	15 ICT分野における国際戦略の推進
6 郵政行政	16 郵政行政の推進
7 国民生活と安心・安全	17 一般戦災死没者追悼等の事業の推進
	18 恩給行政の推進
	19 公的統計の体系的な整備・提供
	20 消防防災体制の充実強化